第二十六条の五第一項中「又は前条第一項の規定」を「若しくは前条第一項の規定又は連結特例規定（減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。次条第一項において同じ。）」に、「又は第十八条の四第一項の規定」を「若しくは第十八条の四第一項の規定又は第十八条の五第一項に規定する単体特例規定」に改め、「第二十六条の四第一項」の下に「と、「定める規定」とあるのは「定める規定若しくは震災特例法第二十六条の五第一項に規定する連結特例規定」を、「若しくは第十八条の四第一項の規定」の下に「若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する単体特例規定」を加え、「「青色申告書」とあるのは「同条第三十一号に規定する確定申告書」と」を削り、「同条第五項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」と、「法人税法」とあるのは「同法」と、」を「第六十八条の十八の規定」とあるのは「第六十八条の十八の規定又は震災特例法第二十五条の二第一項、第二十五条の二の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定若しくは震災特例法第二十六条の五第一項に規定する連結特例規定」と、「第四十三条の三の規定」とあるのは「第四十三条の三の規定又は震災特例法第十七条の二第一項、第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する単体特例規定」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第五項中」に改める。

第二十六条の六第一項中「又は第二十六条の四第一項の規定」を「若しくは第二十六条の四第一項の規定又は連結特例規定」に改める。

第二十六条の七第一項中「又は第二十六条の四の規定」を「若しくは第二十六条の四の規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「（第四号において「震災特例法」という。）」を加え、「として」を「と、同項第四号中「定める規定」とあるのは「定める規定又は震災特例法第二十六条の七第一項に規定する政令で定める規定」として」に改める。

第二十六条の八第一項中「規定する避難解除等区域復興再生推進事業」の下に「（以下この条において「避難解除等区域復興再生推進事業」という。）」を加え、「第四項及び第十二項第二号」を「以下この条」に改め、「第一号」の下に「及び第九項」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第五項中「当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併が行われた」を「適格合併又は適格分割により当該福島再開投資等準備金に係る避難解除等区域復興再生推進事業の全部を移転した」に、「第二号」を「第二号イ」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　当該福島再開投資等準備金に係る避難解除等区域復興再生推進事業を廃止した場合　その廃止の日における当該避難解除等区域復興再生推進事業が記載された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額

二　合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあっては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（第十一項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。イにおいて同じ。）、分割又は譲渡により避難解除等区域復興再生推進事業を移転した場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合併により合併法人に避難解除等区域復興再生推進事業を移転した場合　その合併の直前における福島再開投資等準備金の金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　避難解除等区域復興再生推進事業を移転した日における当該避難解除等区域復興再生推進事業が記載された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額

第二十六条の八第十三項中「ほか、」の下に「第一項から第五項まで、第九項、第十二項及び第十六項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第十二項第二号中「福島復興再生特別措置法第十八条第一項に規定する」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第九項又は第十八条の八第八項に規定する」を「第十一項又は第十八条の八第十項の」に、「第九項又は同条第八項」を「第十一項又は同条第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の四項を加える。

14　第一項又は第九項の福島再開投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割により分割承継法人に当該福島再開投資等準備金に係る避難解除等区域復興再生推進事業の全部を移転した場合には、その適格分割直前における当該避難解除等区域復興再生推進事業が記載された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた福島再開投資等準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の福島再開投資等準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同条第一項の福島再開投資等準備金の金額）とみなす。

15　前項の場合において、第一項の福島再開投資等準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第十八条の八第一項の福島再開投資等準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人のその適格分割の日を含む連結事業年度（同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「その適格分割の日を含む連結事業年度開始の日からその適格分割の日の前日までの期間の月数」とする。

16　第十四項又は第十八条の八第十三項の場合において、これらの規定の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものに限る。）が福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものでないときは、その適格分割の日を含む連結事業年度終了の日における福島再開投資等準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第十八項の規定は、適用しない。

17　第十四項又は第十八条の八第十三項の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格分割の日を含む連結事業年度に係る第一項から第四項までの規定の適用については、これらの規定に規定する前連結事業年度等から繰り越された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額は、第十四項又は同条第十三項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた福島再開投資等準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた福島再開投資等準備金の金額については、第四項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「その適格分割の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

第二十六条の八第十項中「第十八条の八第十項」に、「第十二項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十八項とし、同条第八項に次の二項を加える。

9　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業者に該当するものが、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る積立期間内の日を含む各連結事業年度において、適格分割により分割承継法人に当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された避難解除等区域復興再生推進事業の全部を移転する場合において、当該認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る施設新設等費用の支出に充てるため、当該適格分割の直前の時を当該連結事業年度終了の時とした場合に第一項の規定により計算される同項に規定するいずれか少ない金額以下の金額を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。